

令和8年度

「学校いじめ防止基本方針」

(添付「大阪市いじめ対策基本方針」)



ーすべての生徒が生き生きとした学校生活が送れるようにー
「いじめ」を許さない学校へ

大阪市立茨田北中学校

◆ はじめに ◆

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。

また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの暴行動画の投稿など、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せています。

こうした中、今一度、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

本校において学級担任をはじめ教職員一人一人がいじめの未然防止・早期発見・早期対応を共通認識し、すべての生徒が生き生きとした学校生活が送れるよう願っています。

中学校3年間では第2次成長期を迎え、精神的にも成長します。しかし、同時に不安定にもなりがちです。そのため、様々なトラブルも発生します。そんな生徒たちを私たち教職員が1つにまとめ、支えて行く必要があります。突発的に発生した事態にも、教職員で連絡・報告・相談しながら対応していきます。

◆ もくじ ◆
第1部教職員向け基本方針

I	いじめ問題に関する基本的な考え方……………	3
1	いじめとは	
2	いじめの基本認識	
II	未然防止… ……………	4
1	子どもや学級の様子を知るためには	
2	互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間 づくりのためには	
3	命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには	
4	保護者や地域の方への働きかけ	
III	早期発見… ……………	8
1	教職員のいじめに気づく力を高めるためには	
2	いじめ発見のきっかけ	
3	いじめの態様	
4	いじめが見えにくいのは	
5	早期発見のための手だて	
6	相談しやすい環境づくりをすすめるためには	
7	地域の協力を得るためには	
IV	早期対応… ……………	14
1	いじめ対応の基本的な流れ	
2	いじめ発見時の緊急対応	
3	いじめが起きた場合の対応	
4	迅速に対応するためには	
V	ネット上のいじめへの対応 ……………	18
1	ネット上のいじめとは	
2	未然防止のためには	
3	早期発見・早期対応のためには	

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの子どもにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、教育委員会はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければなりません。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要があります。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められます。

1 いじめとは

○いじめの定義を理解する

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識です。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。

- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

Ⅱ 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要です。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要があります。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要があります。

1 子どもや学級の様子を知るためには

① 教職員の気づきが基本

子どもたちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切です。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、子どもたちと場を共にすることが必要です。その中で、子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められています。

《学級担任、教科担当》

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成させる。
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

《養護教諭》

- ・ 学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生徒指導部》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む

《管理職》

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・ 児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・ いじめの問題に児童生徒自らが主体的に参加する取組を推進。（例えば、児童会・生徒会にによるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など。）

② 実態把握の方法

子どもたちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要です。そのためには、子どもたち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、子どもたちのストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効です。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間、校種間で適切な引き継ぎを行う必要があります。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切です。

子どもたちは、周りの環境によって大きな影響を受けます。子どもたちにとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つです。教職員が子どもたちに対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもたちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となります。

① 子どもたちのまなざしと信頼

子どもたちは、教職員の一挙手一投足に目を向けています。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があります。教職員は、子どもたちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められます。

② 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切です。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる

体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要です。

③ 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要です。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、子どもたちを成長させます。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが子どもに自信をもたせる「とっておきの言葉」かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、子どもたちは大きく変化します。

子どもに自信をもたせる「とっておきの言葉」

- 「そうか、それはいいところに気がついたね。」
- 「あの時の態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」
- 「ああすることは、とても勇気のあることだったでしょう。感心したよ。」
- 「あなたの対応は、とても気持ちが明るくなるね。」
- 「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい。」
- 「そう、〇〇ができたの。すごい。うれしいわ。」
- 大切なあなただからこそ、こうやって話をするんだ。
- あなたにはあなたの可能性がある、大事にしなкゃ。
- 約束だよ、信じてるから。
- 可能性という自分自身の扉を開こう。
- 幸せになってほしいからだよ。
- あなたが必要なんだ。

子どもに自信をもたせる「とっておきの言葉」かけ、「認められた」と自己肯定感につながり、子どもたちは大きく変化します。

④ 子どもたちの主体的な参加による活動

児童会や生徒会活動による自発的、自治的な活動で、いじめの防止を訴え、解決を図れるような取組を進めることは、効果的な方法です。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントです。

① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させることが大切です。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要があります。

② 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮します。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になります。

子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられます。道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要です。

③ 体験教育の充実

子どもたちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していきます。しかしながら、現在の子どもたちは、福祉体験やボランティア体験、就業体験等の「生きた社会」とのかかわりが少なく、学校が意識的に発達段階に応じた体験教育を体系的に展開し、教育活動に取り入れることが必要です。

- ・ 体験型環境学習
- ・ 自然の中での宿泊体験（一泊移住）
- ・ 職業体験学習
- ・ 伝統文化芸術体験（芸術鑑賞会）
- ・ 幼児ふれあい体験（保育体験）

④ コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

現在の子どもたちは、他者と関わる生活体験や社会体験が少ないため、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やしていくことが必要になります。子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れることは有効です。

【様々な学習手法】

- ・エンカウンターグループ
- ・ソーシャルスキルトレーニング
- ・アサーショントレーニング
- ・ピアメディエーション 等

4 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けます。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やH P、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切です。

〈実践例1〉授業参観等

- 授業参観において、保護者や地域の方に道徳や特別活動等の時間を公開する。
- 学級活動で、ゲストティーチャーとして保護者や地域の方を招き、話を聞く。
- 学級活動等で、いじめについてクラスで考えるにあたって、保護者にインタビューする課題を出す。

〈実践例2〉学級通信・学年通信

- いじめへの取組について学級通信や学年通信を通して保護者に協力を呼びかけて、その内容に関する意見をもらう。

（例1）【標語募集】

学校では、生徒会が中心となり、「STOP いじめ！」運動を展開しています。その一環として、保護者の方から標語を募集していますので、応募してください。

（例2）【いじめのサインに敏感に！】

元気がない、遅刻しがち、体調不良、持ち物がなくなる等、いつもとちがう子どもの変化に気づくために、心がけていることを教えてください。

Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切です。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められます。

また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携し情報を収集することが大切です。

1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには

① 子どもたちの立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければなりません。そのためには、人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受けとめ、子どもたちの立場に立ち、子どもたちを守るという姿勢が大切です。

② 子どもたちを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する子どもたちに気づき、子どもたちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められています。そのためには、子どもたちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める必要があります。

2 いじめ発見のきっかけ

《学級担任、教科担当》

- ・ 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ
- ・ 休み時間・放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う

《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く

《生徒指導部》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認

《管理職》

- ・生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備
- ・学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検

- 教職員の発見は中学校では、教科担任制もあり、担任以外の発見が増えています。
- 中学校・高等学校と学年が進むにつれて本人からの訴えによる発見が多くなります。



- 保護者からの情報を丁寧に聴く機会を充実させることが重要です。
- 中学校では、担任以外の教職員の発見が多いことから、教職員の情報共有の在り方が大切になります。また、本人からの訴えも増えるため、訴えがあったときの対応が重要になります。
- 中学校での「保護者からの訴え」や、「本人からの訴え」など、上記のいじめ発見のきっかけのうち、割合の少ない訴えが起こった場合は、いじめが相当深刻で進行していると考えられ、直ちに対応する必要があります。

3 いじめの態様

《 分 類 》	《抵触する可能性のある刑罰法規》
ア 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	▶ 脅迫、名誉毀損、侮辱
イ 仲間はずれ、集団による無視	※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
ロ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	▶ 暴行
ハ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	▶ 暴行、傷害
ニ 金品をたかられる	▶ 恐喝
ヒ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	▶ 窃盗、器物破損
ホ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	▶ 強要、強制わいせつ
ヘ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	▶ 名誉毀損、侮辱

4 いじめが見えにくいのは

●いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われています。

- ① 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われています。《時間と場所》
- ② 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態があります。《カモフラージュ》

●いじめられている本人からの訴えは少ない いじめられている子どもには、

- ①親に心配をかけたくない、②いじめられる自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働きます。

●ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えません。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておきます。

5 早期発見のための手だて

日々の観察～子どもがいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配ります。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果があります。その際、いじめ早期発見のためのチェックリストを活用することが有効です。

また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切です。

観察の視点～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなります。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要があります。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要があります。

生活ノート～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

学級日誌等の生活ノートや班ノート、「心の天気」「相談申告機能」の活用により、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できます。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応します。

教育相談（学校カウンセリング）～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声かけ（チャンス相談）等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくるのが重要です。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものです。

また、定期的な教育相談週間を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要です。

いじめ実態調査アンケート～アンケートは、実施時の配慮が重要である

実態に応じて随時実施することを原則としますが、少なくとも学期に1回以上の実施が望まれます。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、学校の実情に応じて配慮することが必要です。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要です。

6 相談しやすい環境づくりをすすめるためには

子どもたちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為です。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきです。その対応如何によっては、

教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられます。

① 本人からの訴えには

●心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばなりません。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証します。

●事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴します。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意します。

② 周りの子どもからの訴えには

●いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止めます。

●「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与えます。

③ 保護者からの訴えには

●保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切です。

●問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けません。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスです。日頃から、子どもの良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておきます。

●子どもの苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもあります。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切です。

7 地域の協力を得るためには

学校協議会などの学校と子どもたちの教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場を設けるなど地域ネットワークづくりを行い、いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報提供し、地域における「子どもの見守り活動」などの教育支援を求めることが必要です。

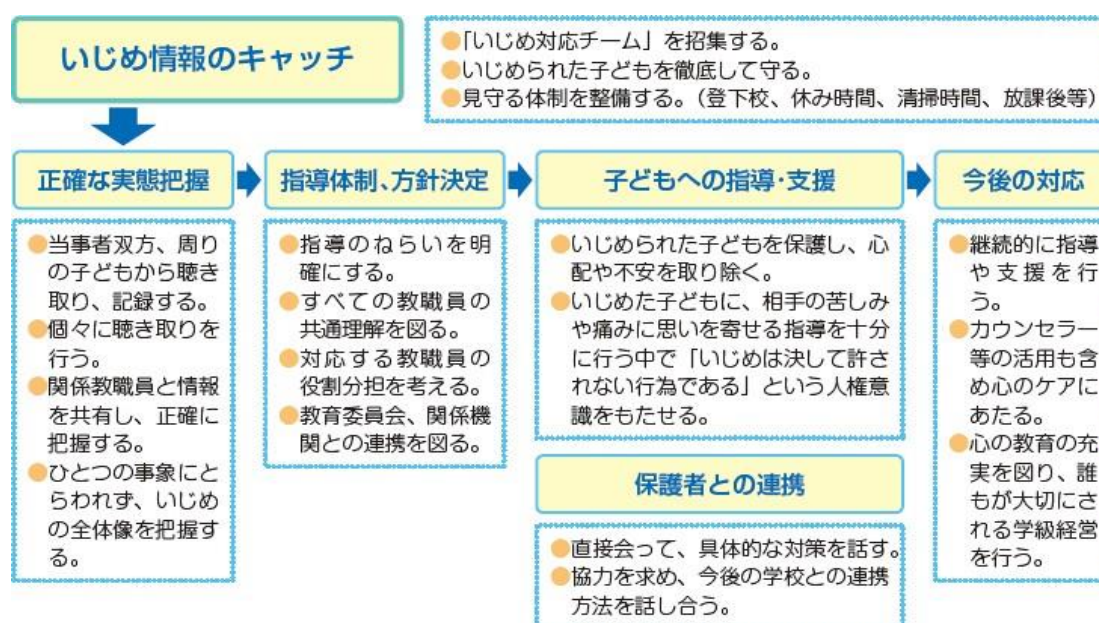
民生委員や児童委員、登下校の見守り隊、子ども会、スポーツ少年団等の地域の各種団体から気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入るよう、体制づくりに努めることが大切です。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。

いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要です。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければなりません。あわせて、ただちに学級担任、生徒指導担当に連絡し、管理職に報告します。

① いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを守り通す

●いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行います。また、事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行う必要があります。

●状況に応じて、いじめられている子ども、いじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備します。

② 事実確認と情報の共有

●いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている子どもから聴き取るとともに、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行います。

●短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行います。

把握すべき情報例

- ◆誰が誰をいじめているのか？ 【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか？ 【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？ 【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？ 【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？ 【期間】

子どもの個人情報、その取扱いに十分注意すること

3 いじめが起きた場合の対応

① いじめられた子どもに対して

子どもに対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ります。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝えます。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮します。

保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝えます。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議します。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。

- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝えます。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝えます。

いじめを訴えた保護者から不信感をもたれた教職員の言葉

- ・お子さんにも悪いところがあるようです。
- ・家庭での甘やかしが問題です。
- ・クラスにはいじめはありません。
- ・どこかに相談にいかれてはどうですか。

② いじめた子どもに対して

子どもに対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導します。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させます。

保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝えます。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼します。
- 子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をします。

平素の連携がないため、保護者から発せられた言葉

- ・いじめられる理由があるのだろう。
- ・学校がきちんと指導していれば…。
- ・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

③ 周りの子どもたちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促します。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示します。

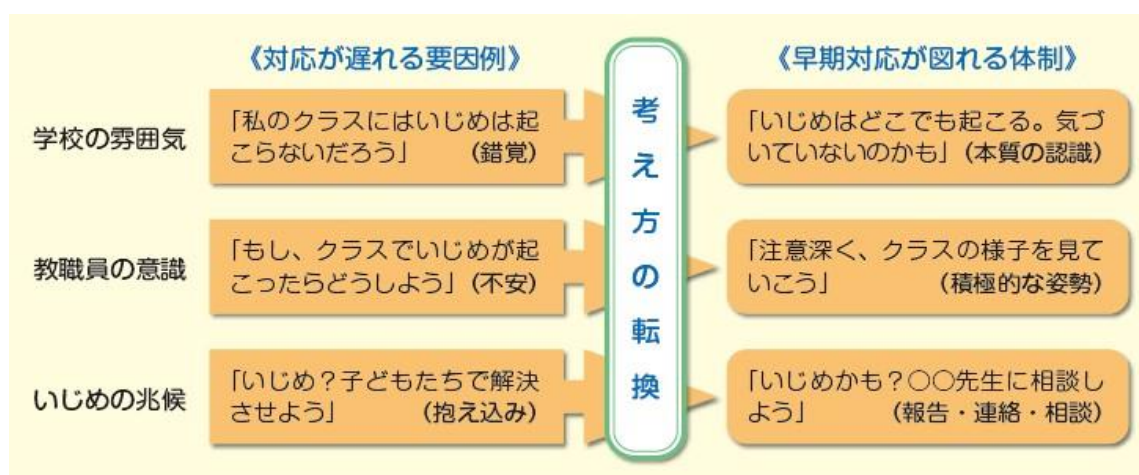
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させます。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導します。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させます。

④ 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行います。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努めます。
- いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させます。
- いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたります。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化します。

4 迅速に対応するためには

迅速な対応が遅れる場合の一例です。考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組みます。



なお、被害児童生徒・保護者に対する自己防衛的な対応、事実の隠ぺい行為に対しては、非違行為として厳正に対処される（懲戒処分の対象）。

V ネット上のいじめへの対応

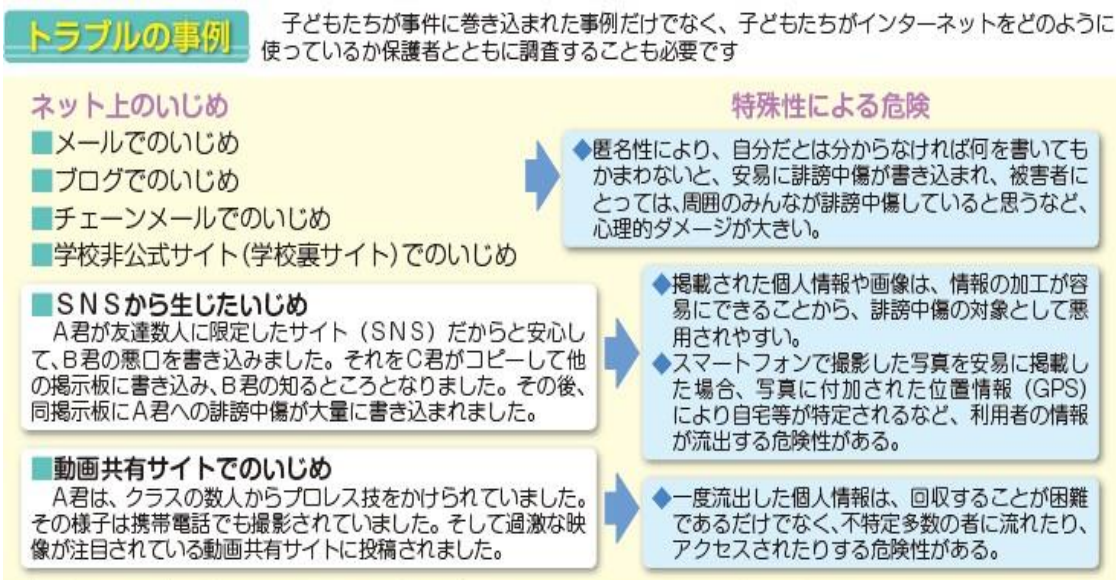
インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。

未然防止には、子どものパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要があります。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠です。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく必要があります。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。



ブログ・・・「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるWebサイト。
SNS・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。コミュニティ型の会員制のWebサイト。

2 未然防止のためには

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行います。

保護者に伝えたいこと

〈未然防止の観点から〉

- 子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。

〈早期発見の観点から〉

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること。

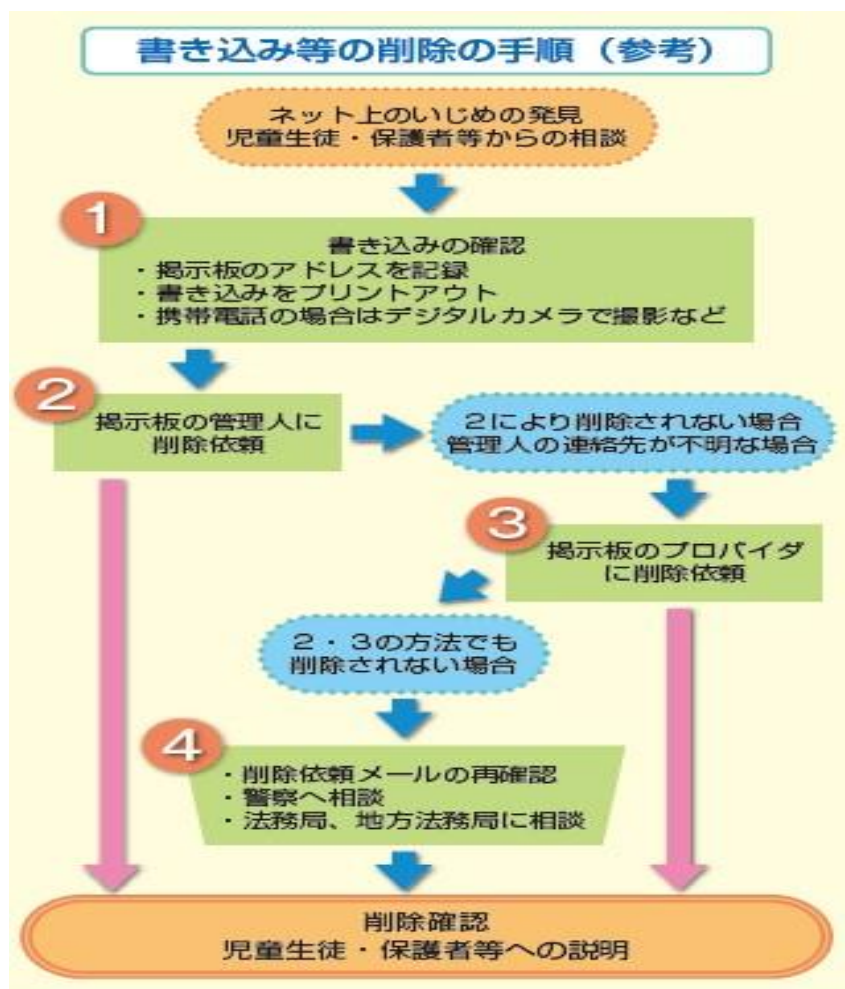
情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

3 早期発見・早期対応のためには

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応



- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要があります。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になります。

〈指導のポイント〉

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

第2部 組織対応基本方針

◆ もくじ ◆

I いじめ問題に取り組む体制の整備…	22
1 いじめ対応チームの設置について	
《いじめ対応チーム組織例》	
2 心の通い合う教職員の協力協働体制について	
3 年間を見通したいじめ指導計画の整備について	
《年間指導計画例》	
《チェックポイント1 [指導体制]》	
II いじめが起こった場合の組織的対応の流れ	
(学校全体の取組).....	25
1 発見 2 情報収集 3 事実確認 4 方針決定	
5 対応 6 解消経過観察	
《生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合》	
III 教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携…	26
1 教育委員会との連携について	
2 出席停止措置（小中学校）について	
3 就学校の指定の変更や区域外就学について	
4 警察との連携について	
5 地域等その他関係機関等との連携について	
《チェックポイント2 [関係機関との連携]》	
IV 教職員の研修の充実	28
《カウンセリング・マインド研修》	
《OJT（On-the-Job Training）》	
＜いじめ早期発見のためのチェックリスト＞	

I いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。

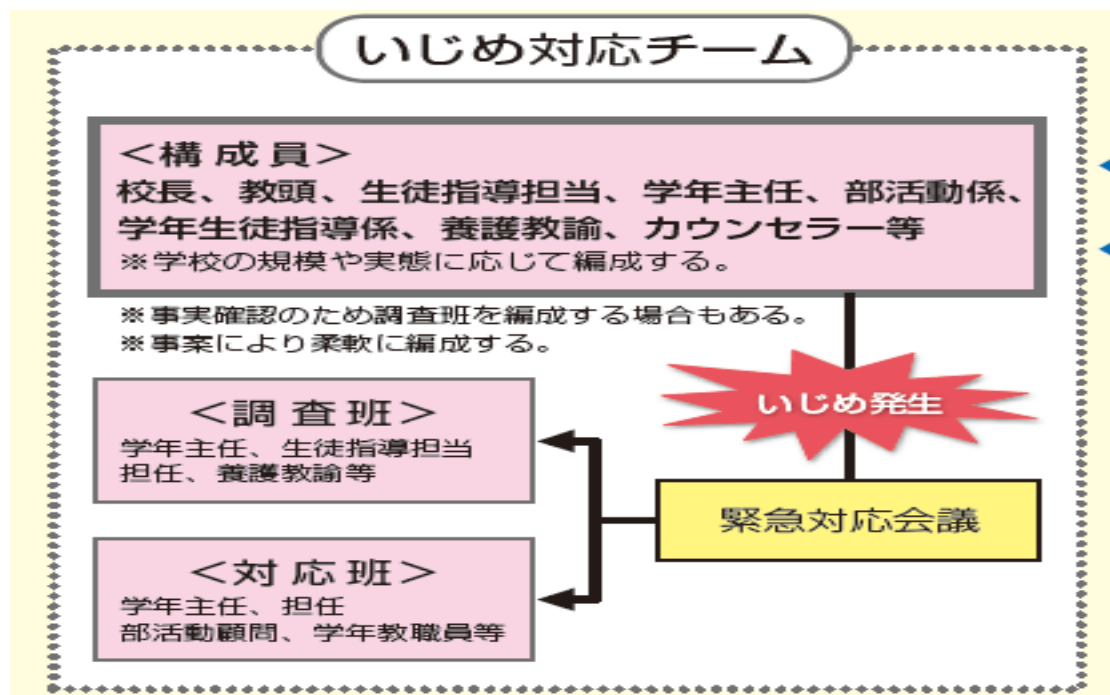
各学校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

1 いじめ対応チームの設置について

●いじめ対応チームは、学校長、教頭、生徒指導担当を中心に、学年主任や養護教諭、カウンセラーなどをメンバーとして設置する。なお、メンバーは学校規模や実態等に応じて柔軟に対応することも考えられる。

●いじめ対応チームは、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。

《いじめ対応チーム組織》



2 心の通い合う教職員の協力協働体制について

●温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う教職員の学校づくりを推進することが必要である。

3 年間を見通したいじめ指導計画の整備について

●いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。

●計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

※1 職員会議：いじめ対応マニュアルを確認するとともに、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。

※2 いじめ実態把握調査：児童生徒及び保護者を対象としたいじめ問題への意識調査を実施する。

※3 保護者向け啓発：学校の指導方針を保護者へ周知する。

※4 いじめアンケート：学校の実態に応じて随時実施することを原則とするが、学期に1回以上の実施が望ましい。

※5 全校一斉学習：いじめ実態把握調査により明確になった児童生徒の実態に応じた教育指導の機会を設ける。

※6 教職員研修：カウンセラー等によるカウンセリング・マインド研修を実施する。

※7 学級・学年づくり／人間関係づくり：宿泊行事や学校・学年行事等を活用し、人間関係づくりを計画的に進める。

※8 保護者向け研修：スクールソーシャルワーカー等による講演（子どもへの接し方等）を実施する。

《年間指導計画》 （毎月の主任会で情報確認・職員会議で情報の共有を実施する）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
職員会議等	いじめ対策会議 方針・計画⇒HP 職員会議で確認 新任教職員研修	PTA 保護者説明会 で啓発教職員研修 相互公開授業	新任教員研 修相互公開 授業	1 学期まと めと報告 相互公開授業		2 学期 (情報共有) (2 学期の計画)
未然防止の 取り組み	各学年で道徳・ 特別活動の計画 を立案 学習規律の確立	学級・学年で 人間関係作り 「いじめを考え る日」講話	学級・学年で 人間関係作り 情報モラル講 習会			学級・学年で 人間関係作り
早期発見に 向けた 取り組み		「いじめを考える日」 アンケート	学校生活 アンケート 教育相談	学期末 アンケート	夏休み明け アンケート	

	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
職員会議等			2 学期まとめと 報告	3 学期 (情報共有) (3 学期の計画)		いじめ対策会議 (まとめと課題) 職員会議で報告
未然防止の 取り組み	学級・学年で 人間関係作り					
早期発見に 向けた 取り組み		学校生活 アンケート 教育相談	学級懇談会で 保護者に調査 学期末アンケート	冬休み明け アンケート	学校生活 アンケート 教育相談	学期末アンケート

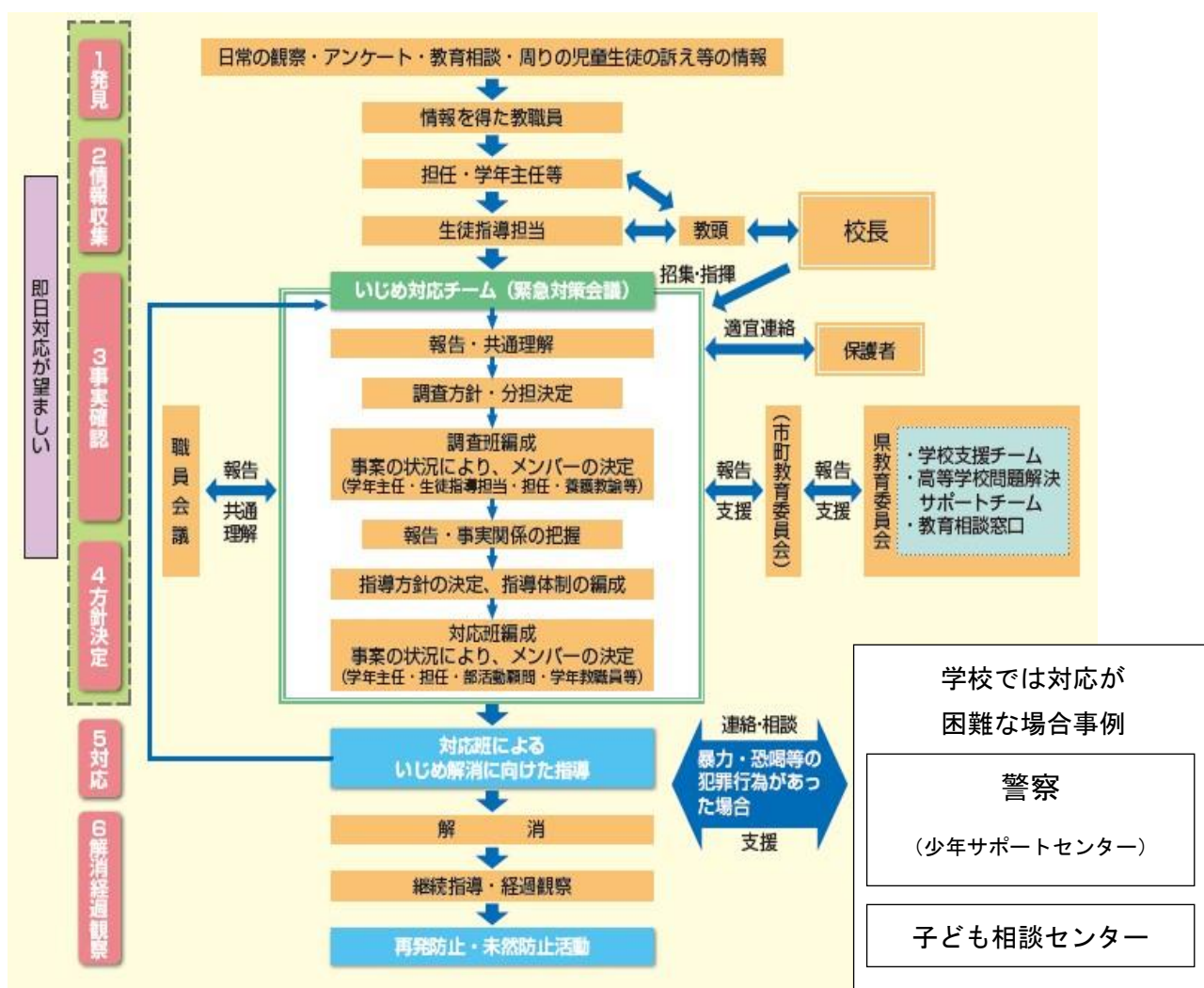
令和 3 年度大阪市立茨田北中学校指導計画

Ⅱ いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

(学校全体の取組)

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、児童生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。

そういった状況を避けるためにも、校長がいじめ対応チームによる緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。



重大事態が発生した場合

「重大事態」とは（参考資料：これまで各教育委員会で重大事態と扱った事例 P30参照）

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席（年間30日を目安、もしくは一定期間連続して欠席の状態）することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき



第三者委員会による初動調査の実施

- 速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 全ての調査協力要請に応じなければならない。そのため、事案の経緯や日時、対応の経過など、詳細について記録を残す必要がある。（参考資料：記録シート P31～32）
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

※危機対応については、自殺が起こったときの緊急対応の手引き（H22.3 文部科学省）参照

※上記の例は、対応の在り方の基本を示しているものであり、いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

Ⅲ 教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

1 教育委員会との連携について

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。

解決が困難な事案については、必要に応じて教育委員会が主導し、警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。

2 出席停止措置（小中学校）について

いじめを繰り返している児童生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の児童生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、出席停止の措置を含めた対応を検討する必要がある。（学校教育法第 35 条）

※出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

学校教育法第 35 条

1 公立の小・中学校において、性行不良であつて他の児童生徒の教育の妨げがあると認める児童生徒があるとき、市町村の教育委員会は、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命じることができる。

1. 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
2. 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
3. 施設又は設備を損壊する行為
4. 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

3 就学校の指定の変更や区域外就学について

教育委員会において、いじめられた児童生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童生徒をいじめから守りぬくために、必要があれば就学校の指定の変更や区域外就学について弾力的に対応することと規定されている。

保護者から、他の学校や他の市町等の学校に変更したい旨の申し出があれば、教育委員会と十分に協議する必要がある。

4 警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて学校警察連絡協議会等を開催し、相互協力する体制を整えておくことが大切である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応することが必要である。児童生徒の生命・身の安全がおびやかされる場合には、直ちに通報する必要がある。

5 地域等その他関係機関等との連携について

いじめた児童生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭センターや福祉事務所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応す必要がある。

〈少年サポートセンター〉

〈こども相談センター〉

IV 教職員の研修の充実

各学校においては、本マニュアルを活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ることが必要である。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められる。

さらに、初任者等の若い教職員に対しては、校内でのOJTが円滑に実施されるよう、配慮する必要がある。

〈カウンセリング・マインド研修〉

〈OJT (On-the-Job Training)〉

先輩が後輩に対し具体的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・断続的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な力量を育成する活動である。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

いじめられている子

● 日常の行動・表情の様子

- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている
- ☐ 顔色が悪く、元気がない
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ ときどき涙ぐんでいる

● 授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 教職員の近くにいたがる

● 昼食時

- ☐ 好きな物を他の子どもにあげる
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 他の子どもの机から机を少し離している
- ☐ 食べ物にいたずらされる

● 清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 一人で離れて掃除をしている

● その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 服に靴の跡がついている
- ☐ 手や足にすり傷やあざがある

いじめている子

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする

【別添資料 1】

いじめ（いじめの疑いを含む。）により、以下の状態になったとして、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例

◎ 下記は例示であり、ここに掲載されていないものやこれらを下回る程度の被害であるものの、診断書や警察への被害届の提出がない場合であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

① 児童生徒が自殺を企図した場合

- 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

② 心身に重大な被害を負った場合

- リストカットなどの自傷行為を行った。
- 暴行を受け、骨折した。
- 投げ飛ばされ脳震盪となった。
- 殴られて歯が折れた。
- カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。※
- 心的外傷後ストレス障害と診断された。
- 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※
- わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※

③ 金品等に重大な被害を被った場合

- 複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
- スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- 欠席が続く（重大事態の目安である30日には達していない）当該学校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

※の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えた。

記録シート

開催日	年 月 日		
当該児童生徒	年 組 名前	性別	
関係児童生徒	年 組 名前 年 組 名前	性別	
事案の概要			
いじめ発見以降の対応			
対応の経過・振り返り			
今後の対応			

【留意事項】

--

記載例

記録シート

記載にかかる留意点
 ★事実のみを記載する(主観や憶測は×)
 【×】理解を得られたと思う
 ⇒「～～」という発言があった など

開催日	年 月 日	
当該児童生徒	3 年 2 組 名前 ○○ ○○ (以下A)	
関係児童生徒	3 年 2 組 名前 ○○ ○○ (以下B) 4 年 1 組 名前 ○○ ○○ (以下C) 4 年 2 組 名前 ○○ ○○ (以下D)	女
事案の概要		
・A の保護者から担任に「A が上級生にいじめられている」との相談があった。 ・担任及び学年主任が、A に聞き取りを行ったところ、夏休み明けから、クラブ活動において同級生や、上級生から悪口を言われたり、物を隠されたりしているということであった。 ・A は、そのことが原因でクラブ活動のある日や縦割り活動のある日は登校を渋るようになった。		
いじめ発見以降の対応		
・A 及び B,C,D の個別の聞き取りに加え、周囲の児童からの聞き取りを行う。 ・A 宅への家庭訪問を行い、聞き取り内容を伝え、見守り体制の強化を行うことを伝える。 ・B,C,D 宅への家庭訪問を行い、保護者に事案及び聞き取り内容、今後の学校の対応を伝える。		
対応の経過・振り返り		
・見守り体制を強化した結果、A は継続して登校できている。B,C,D も反省のうえ、登校できている。 ・B,C,D への別室指導において、「よくなかったこと」を内省させるとともに、今後の行動について指導を行った結果、繰り返しのいじめは把握していない。 ・A 保護者に A の様子及び関係児童の別室指導の様子を伝え、対応について「引き続きよろしくお願いします」という旨の発言があった。		
今後の対応		
・全教職員で情報を共有し、見守りを継続する。 ・全校朝会での校長の講話において、いじめは許されないこと、また困ったことがあれば、すぐに大人に相談してほしいことを伝える。		

【留意事項】

・A 保護者より「謝罪については、A が今後安心して登校できるよう当人同士で行ってほしい」とのを要望があった。 ・B,C,D に「よくなかったこと」「A への関わりを含めた今後の行動」について再確認し、それぞれの担任同席のもと行う予定。(実施予定 ○月○日)
